

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 3 9 号)

平 成 28年10月5日

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)の行った保有個人情報不訂正決定にかかる不訂正部分のうち、平成20年5月9日分、平成20年11月18日分、平成21年11月30日分、平成22年11月16日分の「大津市専用介護保険認定調査票(特記事項)」の概況調査にかかる記載については、異議申立てを却下すべきである。また、平成19年12月25日分の「大津市専用介護保険認定調査票(特記事項)」の概況調査にかかる記載に対し、これを不訂正とした決定は妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 訂正請求

平成27年10月26日、異議申立人は、大津市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第32条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「平成19年12月25日、平成20年5月9日、平成20年11月18日、平成21年11月30日、平成22年11月16日の大津市専用介護保険認定調査票の概況調査の内容」と記載して保有個人情報の訂正を請求した(以下「本件訂正請求」という。)

そもそも当該保有個人情報は、本件訂正請求に先立ち、異議申立人の父(異議申立人は次男にあたる)が保有個人情報の開示請求を行った介護認定調査票に記載された内容である。これを見た異議申立人である次男が自己の個人情報であると主張し、本件訂正請求を行なったものである。

訂正請求箇所は、以下①から⑤までである。

- ①平成19年12月25日 介護保険認定調査票の概況調査にかかる記載のうち、「独居」「一戸建てに一人暮らし。」の記載
- ②平成20年 5月 9日 介護保険認定調査票の概況調査にかかる記載のうち、「日中独居」「次男は精神疾患があり、自分の生活のみで、父には全く無関心であり、自宅にはほとんど居ない。」の記載
- ③平成20年11月18日 介護保険認定調査票の概況調査にかかる記載のうち、「次男は精神疾患があり、自分の生活のみで、父には全く無関心であり、自宅にはほとんど居ない。」の記載
- ④平成21年11月30日 介護保険認定調査票の概況調査にかかる記載のうち、「同居している次男は精神病があり、本人の介護は行えない状況であり、毎日食事の援助でヘルパーを依頼行っている。」の記載
- ⑤平成22年11月16日 介護保険認定調査票の概況調査にかかる記載のうち、「日中独居」「自宅には次男と一緒に住んでいるが、精神的な病気もあり、本人の介護が思うように行えないため、毎日ヘルパーの関わりで食事を作ってもらっている」の記載

2 実施機関の決定

平成27年12月24日、実施機関は、本件訂正請求に対して不訂正の決定(以下「本件処分」という。)を行い、訂正しない理由を次のように付記して異議申立人に通知した。

- (1) 訂正請求者本人の情報でないため。
- (2) 個人に対する評価、判断等客観的に正誤を判断することができない事項であり訂正の対象には該当しないため。

3 事業所による訂正

平成27年12月28日、居宅介護支援事業所より、同事業所が作成した介護保険認定調査票4件(訂正請求箇所②③④⑤)について再提出された。その上で、提出済みの同書類との差し替え依頼があり、実施機関は4件の公文書の差し替えを行った。

4 異議申立て

平成28年2月18日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号による改正前のもの)第6条の規定に基づき、実施機関に異議申立てを行った(以下「本件異議申立て」という。)

第3 異議申立ての趣旨

実施機関の本件処分を取消すとの決定を求めるものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張は、異議申立書、意見書及び意見陳述によれば、概ね次のとおりである。

- 1 私は父と同居しており、父と同居人である私には「独居」との記載は事実と異なるから訂正を求める権利があると思われる。
- 2 サービス利用表兼居宅サービス計画書から、毎日ヘルパーが来ていないのが明らかであって、事実とは異なるから訂正されるのが正しい。週6日(月曜日～土曜日)の昼1時間程度のみ介護を、「毎日食事の援助をしているという表現は社会通念上問題がないと考える。」と述べているが、介護活動は日曜日も行われる事もあるから、これを社会通念上毎日とは言わないし、毎日とは言葉の通り月曜日から日曜日のことである。
- 3 訂正に該当しないという回答は、訂正しないが為にこじつけただけの極めて不当なものである。国民健康保険医療情報証明書の診察記録に精神科の受診履歴がないことから、精神疾患でないのは明らかである。私本人が精神病院への通院もなく精神病でないと申し出た。居宅介護支援経過からも精神病とは考えられず、父の介護をしている記載もある。
- 4 事業者により、平成27年12月28日付で4通については訂正が行われているが、市の不訂正判断が大問題であって、不当な判断が通されたままではいけない。市の誤りが証明されなければならない。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、理由説明書及び事情聴取によれば、概ね次のとおりである。

- 1 介護保険認定調査票は、調査員が調査対象者及び家人等から聴取した内容を記録したものまたは聴取内容を事実として、調査対象者を専門的判断により総合的に評価し、記載したものである。その性格上、数年経過した後に第三者による意見を根拠に訂正することには根本的になじまない。
- 2 訂正請求後に当時の調査員に確認したところ、「精神疾患」等の記載は、家人からの聞き取りと自身の所感に基づいた内容であるとのことであった。よって、調査員の評価・判断であり、客観的に判断できる事実ではないため、訂正請求の対象ではない。
- 3 ヘルパー派遣について。調査時点において、日曜日を除く週6日利用されている。調査票の事務局記入欄には調査員の聞き取りにより「朝は食べていない。昼、夕食はヘルパーが作り、机

にしている。」と記載されている。このことから、ヘルパーが「毎日食事の援助」をしているという表現は社会通念上問題がないと考える。

- 4 平成19年12月25日付け介護保険認定調査票を除く調査票について。調査票作成者である居宅介護支援事業所より、平成27年12月28日付けで調査票が再提出され、提出済みの同書類と差し替えの依頼があった。その結果、異議申立て時点で公文書が存在せず、不訂正決定に対する異議申立てに理由がない。

第6 当審査会の判断理由

- 1 本件異議申立ての対象となっている保有個人情報について

本件異議申立ての対象となっている保有個人情報は、「大津市専用介護保険認定調査票(特記事項)」の概況調査にかかる記載である。介護保険認定調査票は、介護保険法第27条第2項の規定により行なわれる調査に基づき調査員が作成し、認定審査会において要介護度を判定するための基礎資料である。介護保険認定調査票のうち概況調査の欄は、調査対象者の主訴、家族状況、居住環境等について特記すべき事項を記入する箇所であり、調査員が調査対象者及び家人等から聴取した内容をもとに、調査対象者を専門的判断により総合的に評価し、記載するものである。

- 2 本件異議申立ての適法性について

異議申立てが不適法である場合、当該異議申立ては却下となる。不適法である場合とは、例えば、異議申立ての利益が消滅している場合である。本件異議申立てについては、本件訂正請求に係る文書のうち4件(訂正請求箇所②③④⑤)については異議申立て以前に公文書の差し替えが行われており、当該記述は公文書上に存在しない。そのため、この4件については異議申立ての利益が消滅しており、本件異議申立ては不適法であると言える。よって、訂正請求箇所②③④⑤の4件については、異議申立てを却下すべきである。

- 3 不訂正決定の妥当性について

訂正請求箇所①について、不訂正決定の妥当性を検討する。

条例第33条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定しているところ、「利用目的の達成に必要な範囲内」とは、その事務を遂行していく上で目的の達成に必要な範囲内をいう。したがって、請求者が詳細に記載することを請求した場合であっても、利用目的との関係において、請求の趣旨に沿うまでの内容を記録する必要がない場合には請求を拒否することとなる。

本件保有個人情報における事務の遂行とは、介護保険制度における要介護認定の審査判定を行なうことである。実施機関からの事情聴取によると、要介護認定に当たっては対象者本人の身心の状況により判定を行なうため、独居であるか否かといった家族状況等の記載箇所の内容は要介護認定そのものには影響がない。このことによれば訂正請求箇所①は当該事務を遂行していく上で目的の達成に必要な範囲とは認められない。よって、実施機関が訂正請求箇所①を不訂正とした決定は妥当である。

- 4 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」とおり判断する。

第7 当審査会の意見

当審査会は、本件諮問事案について次の事項を意見として付記する。

訂正請求箇所①について

当審査会は、訂正請求箇所①については、上記の通り、実施機関が不訂正とした決定は妥当であると判断した。

しかし、運用上、訂正するには至らなかったが、保有個人情報が真実であるかどうかは明らかでない場合には当該保有個人情報が記載されている公文書等にその旨を注記する等、当該保有個人情報の利用に当たり、その旨が分かるような適切な対応をすることが適当である。よって、平成27年に調査対象者の次男より同居していたとの訂正請求があった旨の注記を検討されたい。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 3月15日	諮問書の受理
平成28年 5月25日	異議申立ての概要説明 異議申立人の意見陳述 実施機関からの事情聴取
平成28年 6月22日	審議
平成28年 7月27日	審議
平成28年 8月26日	審議
平成28年10月 5日	答申